

# 通信機能強化システム調達計画書

(区分：最適化対象業務・システムの構築)

特定情報システムの該当（無）

## 1. システムの全体像

### (1) 対象業務の概要

通信機能強化システムとは、外務省本省と在外公館、在外公館相互における公電の起案及び送受信に係る公電業務及びそれを処理するシステムであり、具体的には、「起案業務」、「決裁業務」、「発電業務」、「来電業務」、「公電検索」、「公電管理業務」及びこれらの業務を処理するシステムである。

今回の調達範囲は上記システムのうち、在外公館に設置する機器の賃貸借・保守契約である。

## 2. 調達計画

### (1) 全工程のスケジュール

今回の調達におけるスケジュールは以下のとおり。

(ただし、平成20年度予算成立を条件とする。)

賃貸借・保守業者の調達（意見招請）	：	平成20年4月から平成20年5月まで
賃貸借・保守業者の調達（入札公告）	：	平成20年6月から平成20年7月まで
在外公館への機器輸送	：	平成20年10月から平成20年12月まで
在外公館での機器設置	：	平成20年11月から平成21年2月まで
運用・保守	：	平成21年3月1日から48ヶ月間

## 3. その他

### (1) 評価方式

一般競争入札（総合評価落札方式（除算方式））

### (2) 契約形態

国庫債務負担行為による48ヶ月間の賃貸借・保守契約

### (3) 知的財産権の取扱

第三者が既に所有するものを除き、当省は本契約の成果に伴い生じたすべての権利を使用することができる。

成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利をい

う。)は、当省より受託者に対価が完済されたとき受託者から当省に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者もしくは第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者もしくは第三者に留保される。

#### (4) 入札制限

##### ① 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等に関する入札制限

調達仕様書の作成に直接関与した事業者、または要件定義等工程支援に携わった事業者及び当該事業者の「商法第211条の2第1項及び第3項」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項及び第4項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び当該事業者と同一の親会社をもつ会社については、本案件の入札に参加できない。

##### ② C I O補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者等に対する入札制限

当省のC I O補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。以下、「C I O補佐官等」という。）による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務について、透明性及び公平性を確保するため、当省のC I O補佐官等が現に所属する又は過去2年間に所属していた事業者及びその関連事業者については、本案件の入札に参加できない。

また、過去に当省のC I O補佐官の職を得ていた者がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）についても、本案件の入札に参加できない。

#### (5) 制約条件等

① 賃貸借・保守契約の開始日である平成21年3月1日までに、別途指定する220公館（予定）に対し機器の送付及び設置を行い、動作確認を完了させなければならない。

② 賃貸借・保守料の算出に当たっては、機器設置・輸送経費、機器の賃貸借料総額、及びセンドバックによる保守料総額の合計額を契約月数（48ヶ月）で除した額とすること。

③ 梱包・輸送に係る業務を落札者が第三者へ再委託する場合には、あらかじめ再委託先の住所、氏名、再委託する作業の範囲、必要性、契約金額について記載した書面を提出すること。

4. 妥当性証明

外務省大臣官房情報通信課長 菊田 豊

5. 窓口連絡先

外務省大臣官房情報通信課 電信システム開発班

電話：03-3580-3311 内線4911

以上